

## グレートバリアリーフの環境ガバナンス

### 1. はじめに

グレートバリアリーフはオーストラリアの北東部、クイーンズランド州沖にある世界最大の珊瑚礁生態系である。世界自然遺産に指定されており、その海域面積は、348,000km<sup>2</sup>（瀬戸内海の15倍）である。世界自然遺産の地域には、クイーンズランド州が管轄する島々等が一部含まれるが、それとほぼ地域の344,400km<sup>2</sup>がオーストラリア連邦の海洋公園区域に指定されており、グレートバリアリーフ海洋公園局によって管理されている。

グレートバリアリーフは、チェサピーク湾などとともに、統合沿岸管理（ICM：Integrated Coastal Management）の先導事例として、よく取り上げられている。グレートバリアリーフ海洋公園局は、観光や漁業といった人間の利用と自然環境の保護を調和させるとともに、温暖化の珊瑚礁への影響などの科学的研究やモニタリングを実施し、公園管理を行っている。以下、グレートバリアリーフの組織と活動を概観する。

### 2. グレートバリアリーフ海洋公園局の組織・財政

グレートバリアリーフ海洋公園局は、1975年のグレートバリアリーフ海洋公園法によって設置されたオーストラリア政府の法的権利を有する機関である。同局は、1名の常勤の議長と2～4名の非常勤の「メンバー」で構成され、全てオーストラリア連邦政府の環境・国家遺産・芸術大臣によって任命される。非常勤のうち、1名はクイーンズランド州政府の推薦に基づき、1名は先住民族から、1名は観光産業の知識・経験を有する者から選ぶことが、法律で定められている。メンバーを支えるスタッフは約220名である。また、様々な委員会等が設置されている。連邦政府と州政府の政策調整を行う評議会、監査委員会、4つの諮問委員会（①環境保全・国家遺産・先住民族パートナーシップ、②漁業、③観光・レクリエーション、④水質保全・沿岸開発）、そして11の地方委員会である。

同局は企業体として財務活動を行っている。2007/08年度の収入は4,630万豪ドル（30億円：1豪ドル65円換算）で、その内訳は、連邦政府からの予算が46%、許可を受けた者や訪問者から徴収される環境管理料が17%、クイーンズランド政府が18%、関係団体が12%、グレートバリアリーフ水族館の入場料や会費収入が5%、その他が2%となっている。支出面からみると、従業員給与等が38%、業務委託が31%、日々の管理業務が28%、その他3%である。

### 3. グレートバリアリーフ海洋公園局の活動内容

同局はサービス憲章というものを定めている。この中には、目標、目的、顧客、責務といったものを明確に掲げている。目標は、「グレートバリアリーフ海洋公園の世話、管理、開発を通じてグレートバリアリーフの長期的な保護、生態的に持続可能な利用、理解と楽しみを提供すること」としている。すなわち、目標の要素は、①保護、②利用（ワイズ・ユース）、③理解と楽しみ、の3つである。そして、それぞれにアウトプットとキー・パフォーマンス指標が定められており、同局の活動体系の柱となっている。

目標の各要素ごとのアウトプット（アウトカム）及びキーパフォーマンス指標は次のとおりである。

目標の要素	アウトプット (アウトカム)	キーパフォーマンス指標
保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>グレートバリアリーフの生物多様性の保全</li> <li>水質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪州海洋科学研究所の長期モニタリング事業で評価による、グレートバリアリーフ沿いの様々な場所におけるハードコーラル (造礁サンゴ) の面積 (割合)</li> <li>グレートバリアリーフの礁湖におけるクロロフィル a 濃度のトレンド</li> </ul>
ワイズ・ユース (利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な漁業</li> <li>効果的な公園管理</li> <li>マネジメントへの正確で十分な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態学的に持続可能な漁業のための連邦政府ガイドラインに適合した管理計画や取決めを有する漁業の割合</li> <li>十分な禁漁区を備えたバイオリージョンの数</li> <li>グレートバリアリーフ海洋公園局及び海洋・熱帯科学研究施設によって出版されたグレートバリアリーフに関する技術的または科学的出版物の数</li> </ul>
理解と楽しみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い観光とレクリエーションの機会</li> <li>地域コミュニティによるグレートバリアリーフ海洋公園に対する理解増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グレートバリアリーフ海洋公園を訪問した観光客数のトレンドと満足度</li> <li>グレートバリアリーフを脅かす主な事項についての公衆の理解度</li> </ul>

#### 4. おわりに

生態系の保護と利用の調和、幅広い市民・団体の参画、環境学習、モニタリングや科学的研究、きめ細かいゾーニング及び許可制度の実施など、様々な取組みが長期的戦略のもとに展開されている。

設立以来 35 年間にわたりガバナンスの仕組みは進化してきたようで、現在は、公園管理、生態系の状況、社会・経済要素、長期的リスク評価をとりまとめた展望報告書 (Outlook Report) を 2009 年 6 月までに作成し、その後も 5 年毎に出版する予定となっている。

ICM の代表例として文献でよく取り上げられたり、海外からの視察が多いことがうなづける。

(2009 年 3 月 国際エメックスセンター・神田泰宏)

#### <参考資料>

- グレートバリアリーフ海洋公園局 <http://www.gbrmpa.gov.au/>
- 同局年報 2007-2008  
[http://www.gbrmpa.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0003/35499/AR2007-2008.pdf](http://www.gbrmpa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/35499/AR2007-2008.pdf)
- グレートバリアリーフ海洋公園法 1975  
<http://www.frli.gov.au/comlaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/0/AEC04E28575783F7CA2575190080E44A?OpenDocument>